

2011.05.16

インドネシア共和国法務事情 ―注意すべき外国判決の執行 (インドネシア編)

今回は、インドネシアの企業とのビジネスで注意すべき点を考えます。私自身は、インドネシアと言えば、バリ島とジョクジャカルタにあるボロブドール遺跡に20年近くも前に訪れたきりで、まだジャカルタにもお邪魔したことがないのですが、2億人を越す人口を持つ政権も安定した国であることもあって、日本企業が多く進出しています。イスラム圏ではあるものの、比較的穏やかであることもあり、製造拠点としてもまた市場としても魅力的であることは間違いないでしょう。

先日 IPBA (Inter Pacific Bar Association) の大会が京都、大阪で開かれ、そこで、旧知のシンガポールで外国人弁護士として活動をされている中川真理子さん、上司の Low Kah Keong 弁護士にお会いしました。東南アジアビジネスの基地としての機能を持つシンガポール、両弁護士も、事情に詳しく、日本企業にとって魅力的なアジアの投資先として、インドネシアのことをいろいろ伺っていると、確かに良い投資国なのだけれど、債権回収がね？とのこと、確かに東南アジア諸国では債権回収が難しい事は、何もインドネシアに限りませんが、特に注意すべき点があるとのこと、早速に厚かましく情報提供をお願いし、この記事となりました。インドネシアでは何が問題で、どう対処すれば良いのでしょうか。

取引の相手方が、代金を支払ってくれない場合、最終的には、紛争となってしまいます。また相手方から買った物に瑕疵があって損害が生じた時、その賠償請求をしようと考えますね。そんな時に備えて、契約を締結する際に、どのように紛争解決を図るかの条項を定めておくことの重要性は、これまでもアメリカ、タイの法務事情の記事で触れて来ました。紛争解決条項について、国際契約では、以前は、仲裁が主流でしたが、コスト面、時間などを考え、近年は裁判を紛争解決手段として選択し、裁判管轄地を合意しておくというのもトレンドであることは、すでにご説明したとおりです。

ただ、インドネシアに限っては、日本の裁判所での訴訟を紛争解決手段とするのは、問題があるようです。

インドネシアの当事者に対して、契約書の管轄合意に従って、日本で裁判を起こし、勝訴したとしましょう。インドネシアの当事者が、任意に支払ってくれなければ、インドネシアにあるその当事者の財産に対して強制執行をすることを考えますね。このような場合、例えば、アメリカの裁判所で判決を得て、日本で執行しようと思えば、日本の裁判所に、外国判決の承認執行を求める裁判を起こします。一定の要件を満たすことが必要ですが、

日本では、それを満たせば、具体的な紛争の内容を蒸し返すことなく、外国判決の承認執行を認めてくれます^{注1}。ところが、インドネシアの法令では、日本だけでなく外国の裁判所の判決の承認が認められていません。従って日本の裁判所の勝訴判決を得ても、インドネシアで強制執行をする為には、再度インドネシアで一から訴訟を提起しないといけません。もちろん日本の裁判所の判決を証拠資料として提出することは可能ですが、インドネシアの証拠法では、外国の判決は、証拠としての価値はあまり高いものと見なされず、結局日本での訴訟は、意味のないものとなってしまいます。

ではこんな場合どうすれば良いのでしょうか。一つは、インドネシアの裁判所での訴訟を紛争解決手段としてしまうことです。インドネシアでは、訴訟を提起すると、原則としてまず和解が勧められるようですのでインドネシアの裁判官に和解を勧めてもらって紛争を解決するというのは、一つの方法として有効と言えるかと思います。

もう一つの方法は、国際仲裁機関による仲裁です。インドネシアの民事訴訟法、大統領令で、この仲裁判断については、仲裁が他国で行われたものであっても、インドネシアの裁判所での承認手続きにより、執行が可能とされています。

また、可能であれば、強制執行の手続きを取らずに済むよう、事前に、売買代金であれば、L/C決済にするとか、予め、保証金をもらっておく等事前の担保措置を講じ、製品の瑕疵に気をつける必要がある場合には、国際的な物品保険を掛けることを義務づけ、その証明を予めもらう等しておくのがよいでしょう。

筆者：弁護士 苗村博子（苗村法律事務所所長）

ご協力頂いた Low Kah Keong 先生、中川真理子先生の連絡先

Wong Partnership LLP

T +65 6416 8000, F +65 6532 5711

One George Street #20-01 Singapore 049145

<http://www.wongpartnership.com>

※無断での転載、複製、送信、翻訳・翻案、改変・追加などの一切の行為はご遠慮ください。

^{注1} 民事訴訟法 118条により①当該外国裁判所に管轄権があったこと、②被告に適式な呼出があったこと、③判決の内容が公序良俗に反しないこと、④当該外国で日本の裁判所の判決の執行が認められていることを要件として、外国判決の承認が認められています。